

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	同意の決定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町ラブホテル等建築規制条例第 3 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町ラブホテル等建築規制条例第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 8 条、別表第 1、別表第 2、別表第 3 美郷町ラブホテル等建築規制条例施行規則第 2 条、第 4 条第 2 項、別表
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町ラブホテル等建築規制条例 (定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ホテル等 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定するホテル営業、同条第 3 項に規定する旅館営業又は同条第 4 項に規定する簡易宿所営業の用に供する建築物をいう。ただし、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験宿泊業営業の用に供する建築物を除く。</p> <p>(2) ラブホテル ホテル等のうち、専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするもので、別表第 1 に定める構造等のいずれかを有しないものをいう。</p> <p>(3) 構造等 ホテル等の構造、設備、形態、意匠及び色彩をいう。</p> <p>(4) 建築 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号に規定する建築、同条第 14 号に規定する大規模の修繕、同条第 15 号に規定する大規模の模様替又は同法第 87 条第 1 項に規定する用途の変更をいう。</p> <p>(5) 広告物 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。</p> <p>(6) 建築主等 ホテル等を建築する者（第 4 号に規定する建築に関する工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者又は工事を伴わずに用途変更をする者をいう。以下「建築主」という。）並びにホテル等の設計者、工事施工者（工事の請負人及び工事の下請人を含む。）、土地の所有者、建築物の所有者、建築物の管理者（建築物の占有者を含む。）及びホテル等の建築に係わる者をいう。</p>

2 別表第1に定める構造等のいずれかを有しないホテル等は、専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするものとみなす。

(同意申請)

第3条 建築主は、別表第2に掲げる手続のうちいずれか最初に行う手続を開始する前に、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に同意の申請（以下「同意申請」という。）をし、その同意を得なければならない。

(同意の制限)

第6条 町長は、第3条の規定による同意申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その同意をしてはならない。

(1) ラブホテルに該当するとき。

(2) ホテル等を建築しようとする場所が別表第3に定める区域に該当するとき。

(同意の失効)

第8条 第3条の同意は、建築主が同意の日から起算して1年以内に当該建築について法令上必要な手続を行わないときは、その効力を失うものとする。ただし、町長が災害その他特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第1～別表第3 略

○美郷町ラブホテル等建築規制条例施行規則

(同意申請)

第2条 条例第3条に規定する同意申請は、ホテル等建築同意申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を正本1通及び町長が必要と認める数の副本を町長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請書の正本及び副本には、それぞれ別表に掲げる図書を添付しなければならない。

3 前項に規定する図書のほか、町長が必要と認める場合には、その他参考となる図書を添付させることができる。

(同意及び不同意)

第4条 略

2 町長は、条例第3条の同意申請があったときは、その申請を受理した日から150日以内に同意の可否を決定するものとする。

別表 略

参 考 資 料

標 準 処 理 期 間

■設定 □未設定

45日

備 考

申請受理日から150日以内に同意の可否を決定（規則4条2項）

設 定 日

平成27年10月31日